

「通常国会で提出が予定されている入管法改正案について」

赤坂むつみ
なんみんフォーラム理事

(1) 今回の入管法改正にいたった経緯

- 1981年 難民条約加入。1982年より個別審査による受入れが開始。
- 2002年 瀋陽朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）からの亡命者が侵入し救助をもとめた事件。当時日本でも各メディアで大きく取り上げられた。この事件がその後の入管法改正に影響を及ぼしたと考えられる事件
→各党、特に与党においても難民に関する議論が活発化。
→法務大臣「難民問題に関する専門部会」設置、2004年の法改正へ
- 2004年 民主党「[難民等の保護に関する法律](#)」提出 →成立せず
- 2004年 閣法「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」成立
→難民に関する初の改正。60日ルール¹の撤廃、仮滞在許可制度の新設、難民審査参与員の設置、**送還停止効の導入**、**入管法61条の2の2 第2項の（いわゆる人道配慮）が新設**

★送還停止効とは？

ノン・ルフールマン（送還禁止）原則とも呼ばれ

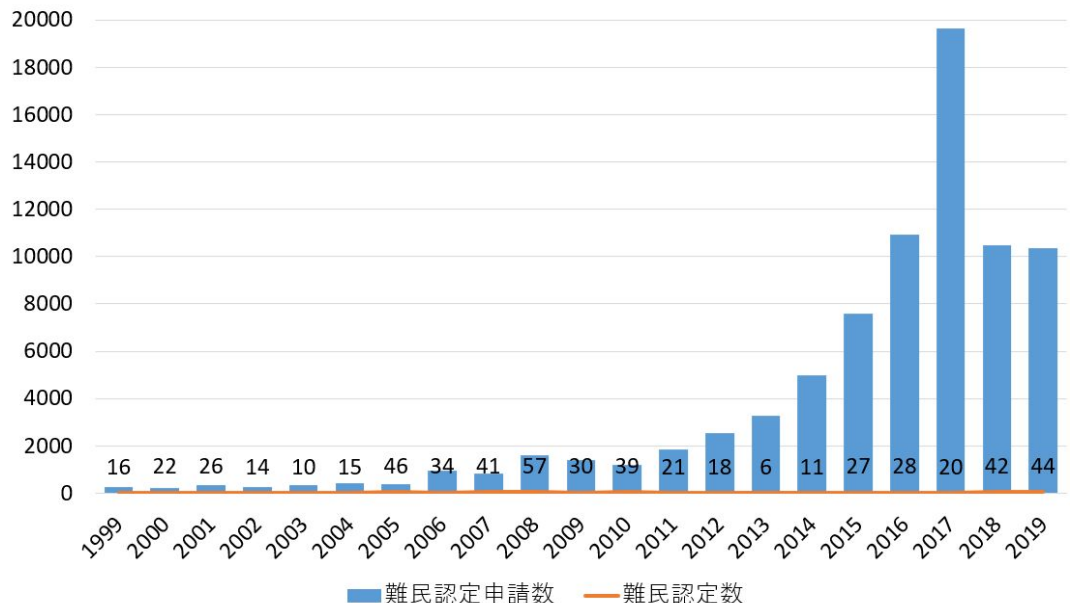
「迫害の危険がある国へ難民を送還してはならない」

締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない（難民条約33条(1)）

- ✓ 難民保護の礎石
- ✓ 難民条約だけでなく、ほかの国際人権条約でも定められている
- ✓ 難民認定を受けた人だけでなく、**難民申請者にもあてはまる**

- 2008年 難民申請者数の増加傾向になり、難民申請者への公的生活支援枯渇
- 2010年 難民申請者に就労可能な在留資格が付与されることに

難民申請・認定者数



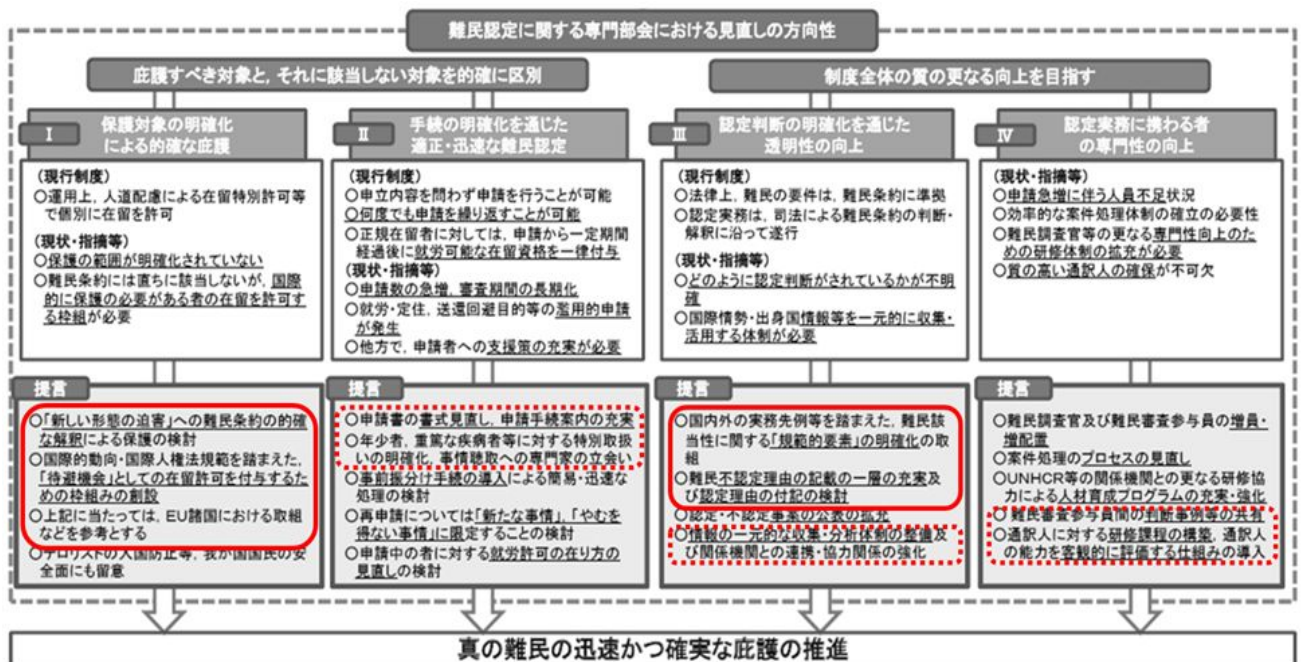
* 法務省「[我が国における難民庇護の状況等](#)」より。より詳細なデータは[全難連HP](#)参照

* 申請者の2010年以降前年比増加（1.3倍－1.8倍）が2017年まで続くが、認定数の増加は顕著には見られない

- 2011年 「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議」
→衆議院・参議院にて全会一致で採択

(前略) 日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。

- 2013-14年 法務省「[難民認定制度に関する専門部会](#)」
2014年の「難民認定制度に関する専門部会」による提言うち、赤枠(実線)の項目は未だ実行されておらず、赤枠(点線)の項目は限定的な実施にとどまる。(2020年12月現在)



- 2015年 法務省「[第5次出入国管理基本計画](#)」
→「濫用的再申請の抑制策として再申請事由に制限を設けることや、繰り返し申請を行うことで退去強制による送還の回避を意図する悪質な不法滞在者等への対策として送還停止効に一定の例外を設けることについて(略)法制度・運用両面から更に検討を進めていく」

→難民申請者であっても送還できるようにすることがもりこまれた。

- 2015年～ 難民認定制度の運用の見直し(2015年、2018年)
→「濫用・誤用的な申請」への対応として、案件振り分けや難民申請中の就労・在留制限の導入。まず、新規申請者を減らすために2016年—2018年の運用の見直しがあった。

- A:条約難民または人道配慮の可能性が高い事案
- B:難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張する事案
- C:正当な理由なく前回と同様の主張をくりかえす再申請事案
- D:その他

→政府のいう初回申請者の濫用といわれる事案数が減少し、さらに難民申請者数も前年度比で47%減少した。

複数回申請者数も1563人→749人→461人（2019）と減少してきた。ただし、複数回申請者の内3回目以上の申請者の割合は、増加傾向にある。



質問主意書データより難民支援協会作成

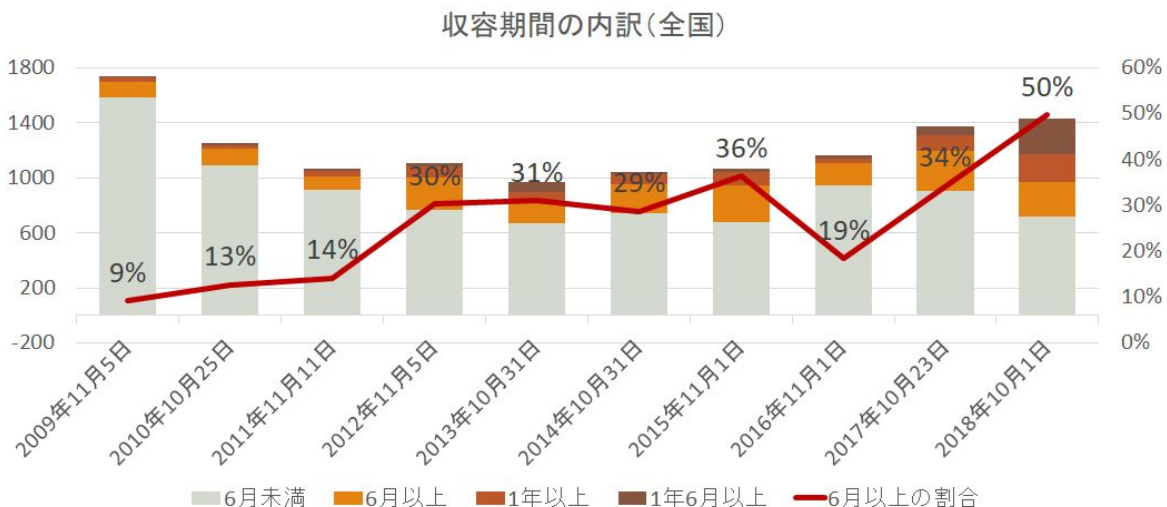
- 2018年2月28日 入管局長指示 →仮放免制度の厳格化

2015年：傷病者はもとより、訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図ると同時に、所要の体制を整え、被退令仮放免者の動静監視の強化に努める



2018年：仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める

- 2019年5月 ハンガーストライキ開始
- 2019年6月 長崎大村入管での飢餓死



移住連省庁交渉データより作成

- 2019年7月 2週間仮放免 →国連人権理事会恣意的拘禁作業部会意見書
- 2019年10月 大村死亡事案調査報告書「収容・送還に関する専門部会」設置
長期収容問題は送還忌避者の増加を防止するため、送還を促進する法改正のためにこの専門部会が設置された。

★送還忌避者って何？

★2019年10月の政府資料「送還忌避者の実態について」では、2019年6月末現在の送還忌避被収容者858人のうち582人(68%)が難民認定申請を行ったことがある。そのうち、**複数回申請に及んでいる者は303人(52%、最多5回)**、**退去強制令書の発付後に初めて難民認定申請した者は205人(35%)**であり、これらの者の総数は425人(73%)である。
 →複数回申請者にフォーカスされている。

★『2013年から2018年の各年における「送還忌避被収容者」の数』については、**いずれも集計を行っておらず、お答えすることは困難である**」が政府の回答(内閣参質200第84号)。

→送還忌避者の増加は確認できていない。

→政府発表の送還忌避被収容者数は、2019年6月末858人→同年12月末649人のみ。

退去強制令書執行状況



入管白書、専門部会第二回会合資料より難民支援協会作成

複数回申請・退令発付後の難民認定・人道配慮の状況 (2010～2018年)

2010～2018年	難民認定		人道配慮	
	212人		1245人	
	うち、複数回申請: 19人(約9.0%)	うち、退去強制令書発付後: 43人(約20.3%)	うち、複数回申請: 384人(約30.8%)	うち、退去強制令書発付後: 516人(約41.4%)

質問主意書により難民支援協会作成